

経過措置(附則関係)

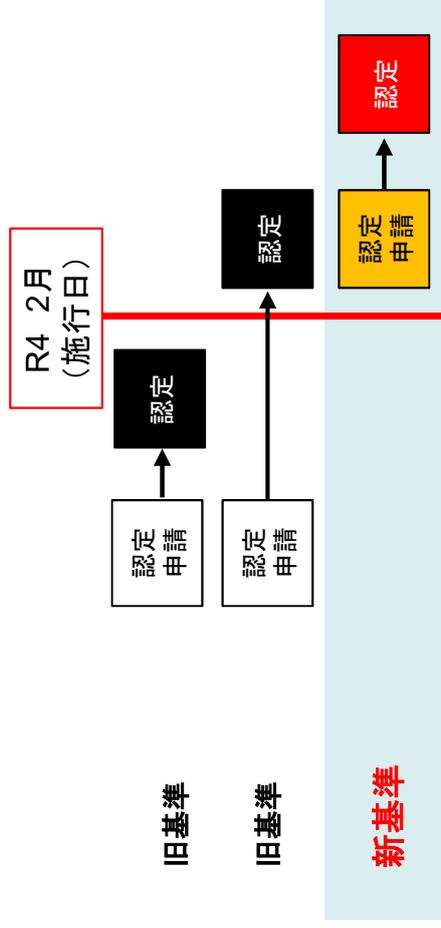
＜新基準の適用：共通＞

附則第2条第1項

「認定申請日」が施行日の前か後かで判断する

【新基準】

- ・災害配慮基準の適用
- ・容積特例の適用

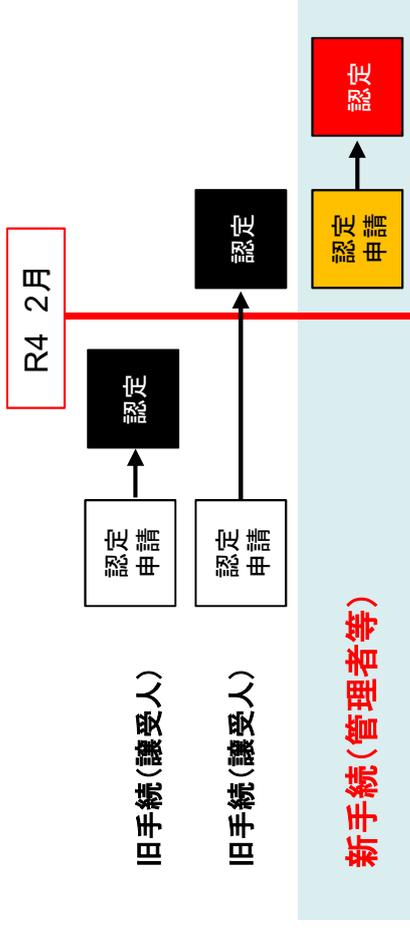


＜新手続の適用：共同住宅＞

「認定申請日」が施行日の前か後かで判断する

【新手続】

- ・住棟単位の認定申請
- ・認定申請者を管理者等とする



○計画の変更(譲受人の決定)の認定申請について

附則第2条第3項第1号、第2号

- ・最初の「計画の変更※」の認定申請日が、施行日以降のもの
については、その申請から新しい手続きが適用される。

※当該経過措置は、現行法の法第9条第1項(譲受人の決定)に基づく計画の変更の申請(法第8条)を行う時期によって扱いを分けている。そのため、現行法の法第9条第1項(譲受人の決定)以外の計画の変更の申請が施行日より前に行われていたとしても、経過措置の対象となる。

